『人がつながり 創りだす 新しい阿蘇 ~ONLY ONEの世界へ~』

阿蘇市農業委員会だより(令和2年10月発行)



◆発行/編集 阿蘇市農業委員会 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1 TEL0967-22-3254





会長 木村広典

この度、農業委員の任期満了に伴い、7月20日の総会において、会長に選任されました。身に余る光栄でありますとともに、改めて責任の重大さを痛感しております。 本市の農業の現状は、農業従事者の減少及び高齢化、農業後継者の不足、これらに伴う耕作放棄地の増大など厳しい状況下にあります。 そのため農業委員会は、農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に取り組んで参りますので、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせて頂きます。

1ページ

- 農業委員、農地最適化推進委員紹介
- 2ページ
- ・農地の貸し手、借り手募集
- 3ページ
- ・農地所有者のみなさまへ
- 4ページ
- ・農地転用について

目 次

- 農業委員会活動報告
- ・農業者年金について
- ・農地所有権移転について
- •農業後継者紹介

(任期: 令和2年7月20日~令和5年7月19日)

担当地区	農業委員	農地利用最適化推進委員
宮地地区	井手 孝義	山本 利幸
	山口 正孝	室 恒和
古城地区	知里口 香穂里	白石 正明
	和田 敏喜	古木 雄三
中通地区	西村 豊治	佐藤 範一
坂梨地区	古閑 隆一	髙木 正明
黒川地区	石本 健二	今井 健一
	田代 純一	河﨑 利徳
	竹原 真理子	永野 成男
	岩下 保男	竹原 忠信
山田地区	田嶋 政隆	山中 健二
	黒川 龍己	山本 眞一
内牧地区	今村 光也	大友 浩喜
	木村 広典	野上 勝喜
永水地区	梅井浩二	中村 秀政
		江藤 則一
尾ケ石地区	山内 市男	五嶋 誠次
		園田 賢臣
波野地区	古澤 一雄	市原 英一
	岩下 浩徳	藤井 博徳
	樫木 すみ子	佐藤 弘明

左記の農業

●農業委員会活動報告

◆農地パトロール

8月に阿蘇市管内の荒れている農地状況を調査するために農地パトロールを実施しました。 この活動は毎年8月と2月に行っており、新たに発見された遊休農地もあり、今後も遊休農地の発生防止・解消に努めていきます。



農地パトロールを実施する委員

●農地を「貸したい人」「借りたい人」を募集しています。

高齢で農業を やめたいけど、 農地は守りたい

農地の貸し借り(農地中間管理事業)

相続した農地を誰かに貸したい



熊本県農業公社

(農地中間管理機構)

- 農地を借受け(農地中間管理権)
- 2 担い手(個人経営・法人経営・集落営農など)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付け
- **Ⅰ** 貸し付けるまでの間、農地として管理
- □ 借受け先が確実な場合、簡易な 条件整備を実施

地域内の 農地を借りて 規模を拡大したい

農業を始めたいので、 農地を借りたい



農地の貸付け



【お問い合わせ先】

阿蘇市役所 農政課 0967-22-3274 阿蘇市農業委員会 0967-22-3254 JA阿蘇 営農企画課 0967-22-6115 熊本県農業公社 096-213-1234

- *募集内容は、農業公社のホームページをご覧ください。
- *農業公社に土地を貸した方には「機構集積協力金」が交付されます。

●農業者年金紹介

- ① 個人で自由に決められる保険料額月20,000円~67,000円までの掛け金で1,000円単位での変更可能です。
- ② 終身年金で80歳までの保障付き もし80歳前に亡くなった場合は、遺族に一時金が支給されます。
- ③ 税制上の優遇措置がある 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ④ 保険料の国庫補助 認定農業者で青色申告をしているなどの農業の担い手となる方には月額最高1万円の保険 料補助があります。(保険料は毎月2万円に固定)

加入の申し込みご相談は、JA阿蘇、農業委員会事務局

●農地所有者のみなさまへ

近年、農地(田・畑等)を適正に管理されていない雑草が多く茂った農地や空き地が多く見受けられます。これらの農地が増えてしまうと、病害虫が発生するなど周辺の農地に悪影響が心配されます。また、景観の悪化や火災の発生の原因ともなりますので、農地などを所有(管理)するかたは、責任をもって草刈りなど適正な管理を心がけましょう。普段から定期的に管理を行わないと次のような環境の悪化につながる恐れがあります。

- ・ 雑草が繁茂し、病害虫の発生原因となる。
- ・猪や鹿などの有害鳥獣の潜入や、ゴミの不法投棄の場所となる。
- ・交差点付近やカーブでは、視界不良になるため事故の原因となる。
- 景観を損ねるだけでなく、火災の誘発原因になる。

*農地を所有(管理)しているかたは、近隣住民の安全と生活環境を 損ねないためにも、ご自身や業者などに依頼して除草作業などを定期 的に行っていただきますようお願いします。

▼農地を自分で管理できない場合について

高齢や所有者が遠方にいる場合などの理由により、自身で農地を管理(草刈り等)できない場合は、シルバー人材センターなどの事業者を利用(有料)する方法もあります。

【お問い合わせ先】

◆一般社団法人 阿蘇市シルバー人材センター 住所: 〒869-2301 阿蘇市内牧976-2

電話: 080-3370-4776 FAX: 0967-32-4940

(午前8時30分~午後5時15分: 土日祝日・年末年始除く)

●農地の所有権移転等に関すること

農地について、所有権の移転や賃借権及び使用貸借の期間設定を行う場合については、農地法の許可を受ける必要があります。ただし、農地を譲り受ける場合または借りる場合は、条件がありますので農業委員会事務局へお尋ねください。また、農地法第3条の許可を受けた農地は、原則3年3作後でなければ転用行為はできません。

所有権を移転するには、法務局に所有権移転の登記申請を行うことになりますが、農地法3条の許可書の添付が必要ですので必ず許可を受けてください。

●農地の転用に関すること

◆農地転用とは、農地を農地でなくすことをいい、農地に区画形質の変更を加えて住宅、倉庫、 工場、学校、病院等の施設用地または道路、山林等の用地にすることを言います。

• 農地法第 4 条許可

農地について、自己所有地を自己の目的のために農地以外で使用する場合、転用許可が必要になります。 例えば自己所有地(畑)に農業機械倉庫等を建てる場合も、この許可申請にあたります。

農地法第5条許可

農地を転用する目的で、所有者等の土地の権利の設定・移転を場合、転用が必要になります。 例えば、所有地を第三者に売買・賃借する場合等は、この許可申請にあたります。

*農業経営者の方でも、農地に農業倉庫・畜舎・ロール置場・農業作業場・植林等を計画する場合は、許可申請が必要になりますので、お忘れなく申請願います。

農地転用相談は、農業委員会事務局まで

●農業後継者紹介

波野横堀のあか牛(褐毛和牛)繁殖農家の石川友也さんは、波野和牛部会青年部の会長を務める 傍ら、地元の「横堀岩戸神楽保存会」に参加するなど地域の担い手として大きな期待を寄せられ ている。畜産農家を目指し、2004年に愛知から | ターン就農した石川さん。阿蘇市の研修先で 知り合った妻の悠さんと 2014年に波野へ移住した。地元の畜産農家の協力を得て空き牛舎を確

保。10年越しの夢だった牧場経営主となり、6頭から始めた繁殖牛は今15頭に増えた。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、需要減少による枝肉価格の低下など、今後、畜産農家の経営悪化も懸念されているが、石川さん夫妻は、普段通り牛の世話に汗を流す。阿蘇の壮大な草原に放牧されストレスフリーで育った自慢のあか牛。その一頭一頭に目を配り、体調管理を万全にするために日々愛情を注ぎ込む石川さんは「目標は、親牛を30頭まで増やすこと」と力強く語られました。

(全国農業新聞の記事より)



【お問い合わせ先】

◆阿蘇市農業委員会事務局

住所: 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1

電話: 0967-22-3254 FAX: 0967-22-4566

(午前8時30分~午後5時15分: 土日祝日・年末年始除く)